



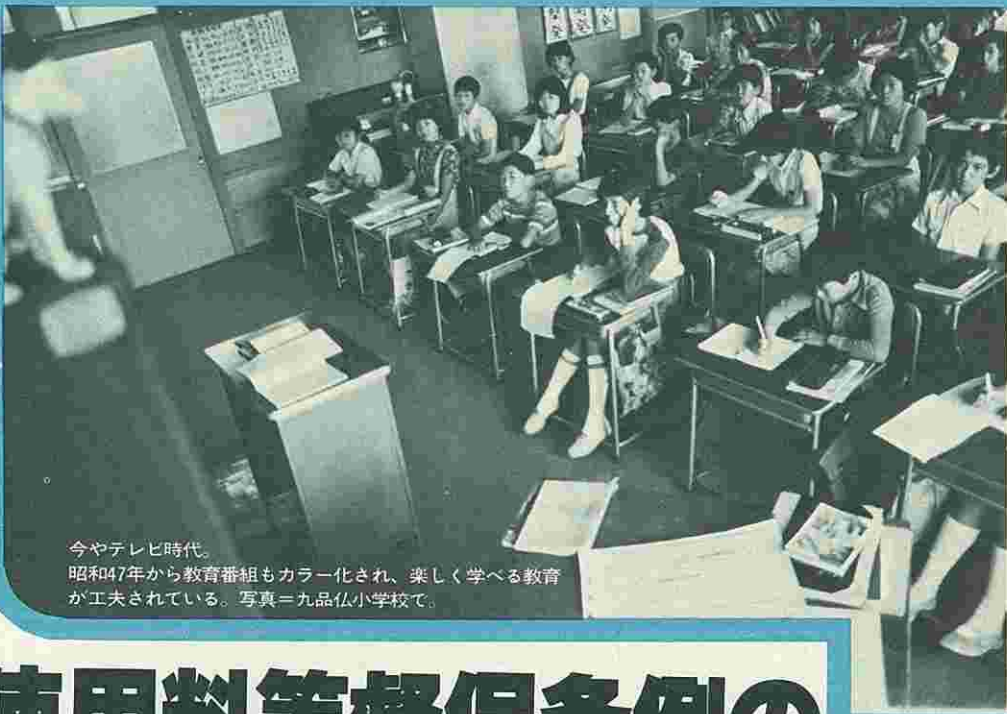
世田谷

区議会だより

NO.59

7/20

発行 昭和52年7月20日
発行所 世田谷区世田谷四丁目21-27
世田谷区議会事務局(412)1111
郵便番号154
発行人 事務局長 坂本 孝



今やテレビ時代。
昭和47年から教育番組もカラー化され、楽しく学べる教育
が工夫されている。写真＝九品仏小学校で。

使用料等督促条例の 新設など16件を可決

●新設に伴う
保育園条例の
改正 (賛成全員)
中町保育園 中町三

●使用料等督促
延滞金条例の新設 (賛成全員)
区が徴収する施設使用料や各種手数料・
分担金などで、納期限が過ぎたものを、二
十日以内に延滞金を加算して督促を行う。
延滞金は、納付日までの日数に応じ、年14
・6%(督促期間中は年7・3%)とする。
区側は、「使用料のほとんどが前納制度な
ので、この条例で、区の収入増は考えてい
ない」と説明した。

●小規模企業特別事業資金金融
幹旋審査会条例の廃止 (賛成全員)
小規模企業の特別事業資金融資制度の運
営が定着し、所期の目的を達成したので廃
止するもの。

●中小企業振興事業資金金融
幹旋条例の改正 (賛成全員)
小規模企業特別事業資金金融幹旋審査会
条例が廃止されたに伴い、この審査会の
業務事項を削除し、改めるもの。

●事務手数料条
例の改正 (賛成全員)
住民基本台帳など
の閲覧手数料を、一
人十冊までを一回(100
円)としていたが、
これを一冊ごとに一
回とするに改めた。
また、謄・抄本の交
付手数料は、一枚で
一件(150円)だった
のを、何枚であって
も一通につき一件に
改めた。7月1日か
ら実施。

●営利目的で、一人
で何冊もの住民基本
台帳などを閲覧する
人に、多く負担させ
るのが改正のねらい
。

●総合運動場条例の改正 (賛成全員)
宇奈根公園内に野球場が完成したので、
これを三子玉川緑地運動場に編入する。

●教育用カラーテレビの
購入 (賛成全員)
購入数は四〇七台で、総額五八六〇万円
(指名競争入札)。49年度から教育テレビ
をカラーに切り替えており、年次計画で全
校をカラー化する予定。

●委員会では、家庭用テレビとの価格の相
違、指名業者の選定方法、アフターサービ
スなどがたまたまされた。これに対して理事
者は、教育用は、物品税(約二万円)が免除
される。アフターサービスも考えて、すべ
て区内の業者を指名参加させた。この契約
は、学校内の配線工事も含めていたため、
一台当り十四万四千円ぐらいになっていた
と答弁。委員からは、これからは、一業者
のみとしないで、地域ごとに業者を分ける
ようにせよ」というのが一致した意見であ
った。

●監査委員(知識経験者)
選任の同意 (賛成全員)
6月28日で任期満了の西谷秀雄監査委員
の後任。
坪井 卓(七十歳) 千歳台二丁目24-3
世田谷区経済課長、都の部長を歴任。現
在は世田谷区保健センター監事。

●人権擁護委員候補者の
推薦 (賛成全員)
松島正徳(再選) 七十二歳
上馬四丁目12-3 東京成蹊理事長
小池金市(再選) 六十七歳
奥沢六丁目8-7 弁護士
儀同 保(再選) 五十一歳
粕谷三丁目15-4 弁護士
関係記事は四ページ

●農業委員会選任委員の
推薦 (賛成全員・公・共・社・民、反対無社々)
候補者の選挙を行なった結果、高橋 忍

第二回定例会の議決内容

丁目27-2

10月1日開会の予定。定員は百人で、内
訳は零歳児九人、一歳児十二人、二歳児十
四人、三歳児六五人。

●昭和三十二年度世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

●昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況



みなさんからの 請願と陳情

議員五二票、本多シズエ議員三票で、高橋
忍議員(社会)を選出。次いで同候補者を
賛成多数で、議会選出委員に推薦した。

四件
○昭和51年度定期監査 二件



※「繰越明許費」と「事故繰越し」

所 在 地	延長(m)
三宿一丁目24-26	二四・六〇
弦巻五丁目34-35	四二・一〇
桜丘三丁目10	一八・三〇
上野毛二丁目20-26	一四・四五
成城九丁目23	六二・三〇
南鳥山六丁目3	五六・七五
合 計	五三四・五〇

区長の報告 十二件

- 昭和51年度「繰越明許費繰越計算書」
- 昭和51年度「事故繰越繰越計算書」
- 昭和51年度世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和52年度世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況
- 昭和三十二年世田谷区土地開発公社の
経営状況

これは、昭和三十二年の5月31日までに
決まった繰越明許費計算書を作成し、次の議会に報
告しなければならぬことになっています。
51年度の世田谷区の「繰越明許費」は、八件
三億九千七百八十八万八千〇〇〇円、事故繰越しは
十三件二億八千二百一十七万四千六百円となってい
ます。

審議が終わったもの

- 採択 三件
- 下水道敷設に関する請願(砧六丁目)
- 失対就労者夏期手当等に関する陳情
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 失対就労者夏期手当等に関する請願

新たに付託されたもの

- 企画総務常任委員会へ付託 一件
- 世田谷区の財政確立要望に関する陳情
- 区民厚生常任委員会へ付託 二件
- 新町・桜新町地域の「区民施設」設置に関
する請願
- 自転車置場の建設に関する請願(千歳鳥山
駅周辺)
- 環境衛生常任委員会へ付託 三件

- 車両通行規制に関する請願(環八ガスタン
ク(仙川))
- 富士見橋通り一方通行規制解除に反対する
請願
- 食品添加物(O・P・P)の使用禁止に関
する請願
- 建設常任委員会へ付託 五件
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 高層マンション建設反対に関する請願(深
沢五丁目3)
- 道路舗装に関する請願(砧三丁目35付近)
- 失対就労者夏期手当等に関する請願
- 都計画道路幅員停止と歩道設置に関する請
願
- 文教常任委員会へ付託 二件
- 区立中学校整備充実に関する請願
- 二年保育に関する請願
- 下水道促進特別委員会へ付託 一件
- 下水道敷設に関する請願(駒沢緑泉公園付
近)
- 交通対策特別委員会へ付託 一件
- 京王線鳥山駅南口改札口存続に関する請願

代表質問



長期的展望に立つた 教育ビジョンを示せ 自民党

質問 教育は、変動する社会情勢の中でも、常にその基本理念を一貫して持ち続けていくべきだ。世田谷区の教育行政は、これまで区内でも屈指の成績をあげており、高く評価されている。

そこで、長期的展望に立つて、区教育ビジョンをどう考えているのか。また、スポーツ振興などの健康維持対策や教育施設の整備など、当面の教育問題にどう対処していくのか。

区長 今や教育は、幼児から老人にいたる総合的な施策が求められている。社会教育を一層強化し、区民の自主活動の場を整備していく。

教育長 教育の質的転換をはかっていく。自由時間を多くし、クラブ活動の活性化など体力向上をはかっている。施設整備などにも、できるだけ努力していく。

質問 今後の福祉対策をどう進めていくのか。所得制限もせず、だれでも無料とするのは考え直すべきだ。

区長 一党に偏せず、区民の声を聞いて福祉施策を進める。公私の責任分野をはっきりさせるべきだと考えている。

質問 区政をとりまく情勢は、ここ数年間大きく変わってきている。区の財政に多くは期待できない。現時点の財政状況はどうなっているのか。

区長 50年度の財政危機はかろうじて赤字をまぬがれた。51年度は、ある程度の追加財源が確保でき、また内部努力も行なった



震災時の 水の確保は万全か 公明党

質問 大場区長のきめ細かい施策に、わが党は全幅の信頼を寄せている。とくに、他区に先がけ地震車を導入するなど、防災対策に意欲的な姿勢に敬意を表す。

震災時に、最も必要な水の確保をどうするのか。また、太子堂など密集地の避難場所や老人世帯への配慮は行なっているか。

区長 徐々にだが対策を進めている。プール・給水場の水などを使用したい。避難場所、現在都が再検討しているが、住民ともよく相談して、対策を考えていく。

質問 環八などの分離帯フェンスは、震災避難の場合、通行妨害にならないか。

環境部長 植樹によるよう申し入れている。今後とも改善を要望していく。

質問 下水道敷設などに手をつけられない区画整理地域の町づくりに、区が積極的に取り組むべきだ。

区長 区で昨年から市街地再整備基本調査を実施している。いろいろ問題点があるが、希望している地域には、早急に進めていく。

質問 日照は、住宅地の環境における重要な要素になっている。日影規制はどう進めていくのか。住民への説明はどう行うか。

建築部長 現行の用途地域をベースにして実施する。当区では、出張所単位に、原案説明―修正―再説明―決定の順に行う。住民には、資料を各戸配布する。

質問 身障者の区の雇用を考えているか。

区長 他区と共同採用しているが、率先して検討していく。

質問 区制四十五周年記念として、アスレチック公園をつくってはどうか。

区長 自然公園の中にとり入れていく。



区民がわかりやすい 窓口の改善を 共産党

質問 政府の国民無視の物価政策のため、区民の暮らしは大変だ。こういふときこそ地方自治体の手を差しのばす必要がある。しかし、自治体財政も重大なピンチに見舞

われ、苦しい台所となっている。

そのために、無駄のない、区民がわかりやすい窓口行政を考えよ。特に身障者のコーナーや災害時の連絡先などを検討せよ。

区長 区民にはわかりにくく不便な面を痛感している。現在、総合窓口を検討中だ。身障者も便利になるよう考えたい。水害の経験も経たないので、十分意を用いていく。

質問 大気汚染から住民を守るため、一日も早く地域指定をさせるべきだ。今後どう運動していくのか。また、観測データなどはどうしているか。十八歳未満の医療費助成制度のPR、その適用拡大をはかれ。

区長 全力で国に訴え続ける。公害病の年齢制限なしに助成できるように都に依頼した。保健所でのPRなどを強めていく。

環境・衛生部長 学童のセンソク調査結果など、データはすべて体系的に整理して国へ提出している。

質問 現行の差額ベッド料などは、患者にとって大変な負担になっている。在宅ねたきり老人の訪問看護制度を早く行え。休日

の緊急歯科相談も早く発足させよ。

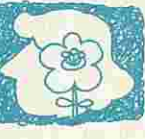
区長 訪問看護は、保健所で多少実施しているが、医師会の協力も得て実現に努力する。休日相談制度は、歯科医師会と話し合っ

質問 駅前自販機置き場を整備せよ。関係機関に積極的に交渉しているか。

区長 担当の部門を決めて対処していく。

質問 今年、地方自治法制定から三十周年、世田谷区誕生から四十五周年を迎える。この機会に、区民に地方自治への十分な理解と区政への積極的な呼びかけをしてもらいたい。区制四十五周年の記念行事は、区民が参加できるものを考えよ。

区長 区民の自治意識を高め、行政が区民に信頼されるようにしたい。そのため、区



区民が参加できる 記念行事を考えよ 社会党

質問 今年、地方自治法制定から三十周年、世田谷区誕生から四十五周年を迎える。この機会に、区民に地方自治への十分な理解と区政への積極的な呼びかけをしてもらいたい。区制四十五周年の記念行事は、区民が参加できるものを考えよ。

区長 区民の自治意識を高め、行政が区民に信頼されるようにしたい。そのため、区

民による論文の募集など、各方面にわたって記念行事を検討している。

質問 都知事は、地方債の自由発行を認めるよう訴訟すると宣言した。当区も区長会に働きかけ、この運動をバックアップするようにせよ。

区長 当区も注目している。二十三区も要求しているので、区長会で動向を確かめて対処していきたい。

質問 小中学生の基礎学力の低下が問題になっている。どう対応しているのか。教育評価の方法を検討しているか。また、教育委員を公選にする考えを持っているか。

教育長 新しい教育課程が発表されたが、それに十分調和できるよう考えていく。評価（通信簿）のやり方も一長一短があり難しい。教育委員は現行の区長が選任する方法でよいと考えている。

質問 区の事務連絡が不十分のため、区民が迷惑したケースがある。依然として残っている「お役所仕事」を改めよ。

区長 「区政の顔」である出張所窓口の改善に努めている。それゆえ、所長を区民とのパイプ役として広聴を義務させた。新入職員に「区民インタビュー」を行わせるなど、実務研修に力を入れていく。

市なみの自治権めざし
真剣に努力せよ
民社党

質問 50年度に、区長公選が復活し、同時に都から区へ大幅な事務事業が移管された。しかし、まだ十一項目の事業が残されており、いまだに話し合いがつかない。区側が受入れる熱心さが足りないのではないかと。先日、これを早く行うよう「特別区制調査会」の答申も出されている。話し合いは進展しているのか。世田谷区にある授産場、心身障害者福祉作業所、精薄児通園施設が移管できない原因は何なのか。

区長 答申は、これから区長会で検討していく。残っている事業の移管は、都知事も52年度実施を表明している。移管できない原因は、利用者の気持や職員の不安が考えられる。受入れ体制をしっかりとさせたい。

質問 勤労福祉会館を、早く当区に誘致し、区への移管をはかれ。

区長 勤く青少年のためにぜひ必要だ。青少年会館と併せて用地を確保し、都と折衝する。早く建設したい。

質問 都市計画として、ゴミの収集・運搬



世田谷にもこんなところがある。数年前、区の中学生から投書があった。いわく「川は清流にして残すべきだ...」。

写真=野川（成城四丁目付近）



安全と美と健康の 都市づくりを急げ 無所属社会市民クラブ

質問 これまでの大場区長は、人の声を聞く耳を持ち、それを区政に生かしている。この姿勢は大変よい。

震災に備えて、市街地の再整備を急げ。三軒茶屋地区の人口分散をはかる必要がある。郵便局の跡地のほか、付近の広場・空地を確保せよ。そこに緑の並木の公園道路をつくってもらいたい。

区長 地震に対する対策は十分とはいえないが、徐々に進めていく。郵便局跡地の払い下げを文書で申し入れた。そこを町づくりの拠点としたい。買物・公園道路は、区内商店街の代表と一緒に他市へ視察に行きたい。区としてのモデルになるものと考えたい。人口分散も住民と考えていく。

質問 美と健康の町づくりの一つとして、水がほしい。噴水・滝・池など、人工でもよい。区役所の玄関に噴水をつくれぬか。

区長 水源など難しい点があるが、水の流れを後世に残せるよう努力する。庁舎前の広場の改善を検討している。区民の憩いの場になるよう工夫する。

質問 市の権能を持つためにも、財政調整制度の改善に努力せよ。

区長 制度の改善、税制改正を、国・都に強く訴えていく。

質問 婦人会館の中に、婦人のためのカウンセラー相談の場を設けよ。

区長 みなさんと相談して設置したい。

質問 社会教育部設立は賛成だが、教育の指導内容を反省せよ。社会教育主事が組合委員長であるのはおかしい。どちらかに専念させるべきだ。また増員もはかれ。

教育長 期待に沿えるよう努力したい。社会教育主事の増員も進める。

は二十三区共同で行い、下水道の枝管建設、消防の共同処理、高校建設など、市なみの事業を行えとの答申が打ち出された。これを区としてどう進めていくのか。

区長 いずれも一朝一夕にはできない。財源の確保が必要だ。姿勢としては、区民のサービス向上のために「市なみの仕事」が区独自でやれるように努力していきたい。

質問 機関委任事務が非常に多い。これをどう整理していくのか。

区長 中央集権的なものが多い。都・国に市なみの移管を要請していく。

一般質問



事務事業を 広げる答申に どう応えていくか

質問 都から事務事業を移管されたが、その成果をどう評価しているか。さらに移管すべきとの「特別区制調査会答申」をどう受けとめるのか（自民）。

区長・企画部長 保健所などの仕事は、区民に身近なものになった。今後、政令指定都市なみに事業を広げていきたい。答申は十分検討し、区民に有効な方向で都と折衝していく。

質問 保健センターの業務開始が遅れている。原因を区民に明らかにし、今後の見通しを述べよ（社会）。

区長・助役・衛生部長 診療所開設の許可

ひるば



「老人大学開校を祝して」

ここ数年来待望していた老人大学が、わが世田谷区に設立され、6月20日に第一回入学式が挙行された。公立の老人大学が、区内で開校を見たのは世田谷区立をもつて嚆矢（はじまり）とする。誠に有り難い。このことは、区長はじめ関係職員、区議会、関係団体代表者などの熱意と協力が結果したもので、厚謝に堪えない。

51年10月に、設立準備委員会が発足し、52年3月末までに、本委員会、小委員会を合わせて八回の審議を重ね、高齢者教育の意義、老人大学設立の目的、性格と位置、機構、運営等の構想が出来上がった。

当初は修業年限二年、定員は「学年四コースで百名、平年度二百名となる。これは、設置の場である区立老人会館の現状におけ



高額療養費 貸付制度の PR・拡充をはかれ

質問 国保の高額療養費貸付制度のPRが不十分だ。この制度を政府管掌の保険加入者にも適用できないか。また、医療費の個人負担を軽減するため、現行医療制度の改善を働きかけよ。保険の効かない治療費の資金貸付けも検討せよ（社会）。



全国でも珍しいデマンド方式のミニバス。発車してから早や2年目を迎えるが、住宅街の多い当区では利用客も多い。

厚生・福祉部長 今年5月から発足し、「区のお知らせ」とチラシで知らせた。これからは広報紙や国保のパンフレットでPRを徹底する。他の保険の適用も貸付状況をみて検討したい。医療制度の改善を厚生省に強く要望する。関係者と協議して貸付制度拡充をはかっていきたい。

質問 三軒茶屋保育園の建設を早期に実現せよ。また、緊急保育室の増設・定員増をはかれ（公明）。

質問 三軒茶屋保育園の建設を早期に実現せよ。また、緊急保育室の増設・定員増をはかれ（公明）。

厚生部長 財政事情と近隣関係がネックになっているが、前向きに取り組んでいく。緊急保育室は、北沢地区に一方所開設する予定だ。さらに増設・定員増を考えていく。質問 保育園の建設が三園しか予算計上されていない。短期計画どおり年四園を建設すべきだ（社会）。

る収容能力から見てのことである。修業年限や定員などは、将来進展が予測される。兵庫県の「いなみ野学園」(44年7月開校)、千葉県の「千葉県老人大学」(50年4月開校)等が四年制の高齢者教育機関である。愛媛県のほか数県にも内容の充実した本格的な「高齢者教育機関」の設立計画があると聞き及ぶ。公・民協立して、立派な高齢者大学づくりを推進することに期待をかけている。

末筆ながら、このたびの老人大学設立にあたり、関係者のみなさんが、初めてのことに、非常に苦勞、努力を重ねられたことを感謝するものである。

新町二丁目2-11
山田積重(元設立準備委員会委員)



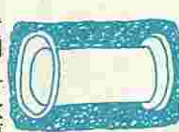
身障者日常生活用具 給付は申請に 応じられる ようにせよ

質問 福祉事務所から身障者に日常生活用具が給付され、非常に喜ばれている。だが申請しても受給できないことがあるのは遺憾だ。その分を予算化できないのか(民社)。

企画・福祉部長 前年より増額したが、要望に比べられるよう配慮したい。

質問 障害者の中で、手帳の交付、手当の給付などを受けていない人がいる。申請もれをなくす工夫を考えよ。世田谷・玉川・砧福祉事務所は、身障・精薄担当の職員が不足している。急いで配置すべきだ(共産)。

厚生部長 「区のお知らせ」で周知してきたが、なお広報紙、職員を通じて徹底したい。プロジェクトチームで職員配置を含めた福祉行政を検討している。



下水道関係の PRを徹底し 住民に過大な 負担をかけるな

質問 下水道敷設に伴う私道排水設備の助成が改正されたが、住民へのPRが遅すぎた。工事する業者にも改正内容を徹底し、住民にかけない負担をかけるな。助成対象から外された雑排水処理の汚水枡や取付管を、改正前と同じ扱いにせよ(共産)。

土木部長 PRが遅れないよう注意する。業者説明会を再度開くよう都に要請する。助成の適用継続を申し入れており、近く実現する見通しだ。

質問 当区の下水道に關し、次の事項を答えよ。①現在の普及率、②完成予定、③終末設備状況、④枝線工事に投じた資金額、延長線の長さ、⑤一戸当りの単価、⑥区民一人当りの工事費、⑦区民への計画周知方針(自民)。

土木部長 ①51年度11.3%、52年度は三七%の予定、②表明できない、③都の計画では、今後六八五〇億円が必要、④幹線を含め約七百五十億円・枝線約四十万六千円、⑤平均十万円前後、⑥約二十六万円、⑦都から計画を早く出させ、周知していく。質問 身障者の通行が多い砧三丁目3-8の道路を整備せよ(共産)。



中学校体育館の 改築を早く行え

質問 編板体育館の中学校が十六校もある。改築を早急に実施せよ。中でも最も老朽化している太子堂中の改築・プール整備はすぐ手をつけるべきだ(公明)。

区長・教育長 現在各学校の総点検を行なっている。改築計画を早める方向で、できるだけ努力していく。太子堂中のプールは今年度部分補修し、体育館改築も検討する。質問 小中学校の施設補修経費の増額をはかれ。中学校体育館改築を、もう一校分予算化できないか。また、校庭舗装に留意し、散水装置も考えよ(自民)。

教育長 補修費の増額には努力している。重層化構想で体育館改築を積極的に進めていく。校庭舗装・散水機設置も逐次実施していく。

質問 突然の出費などで、高校入学金が払えない家庭も数多い。高校入学金制度を設けられないか(公明)。

総務部長 奨学金の入学支度金として、私立高校分については増額した。緊急の申込みにも応じられる。他の資金制度との併用も周知していく。

「基本的人権」を守るために

人権擁護委員の活動状況

今度の定例会で、人権擁護委員候補者の推薦が議決されました。

これは、「人権擁護委員法」で、市町村長（区長）は、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないという規定によるものです。

法務大臣は、推薦された候補者を、さらに都知事、弁護士会、人権擁護委員連合会に意見を求めた上で、正式に委員に委嘱します。

そこで今回は、この人権擁護委員さんの活動について、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

毎年12月10日が「世界人権デー」

国際連合では、「世界人権宣言」が採択された12月10日（一九五〇年）を、毎年「世界人権デー」としています。日本では、この日を最終日とする一週間を「人権週間」として、国民の意識を高めています。

昨年の「人権週間」では、「人権の共存」を重要目標に、「お互いに人権を尊重しよう」をキャッチフレーズにしています。

年ねんふえている「人権の侵犯」

一口に「プライバシーの侵害」といっても非常に多くの問題が考えられます。では

具体的にどんな問題が多く、どのくらい処理できるのでしょうか。それを示したのが別図とグラフです。

そのほか、公務員による職務上の人権侵犯や、信教の自由、教育を受ける権利の侵犯、公害による人権問題など、いろいろな種類に及んでいます。

東京都全体では、昭和49年が二六六件、50年度には一九二件もありました。50年度の種類の多いものは、次のようになっています。①強制圧迫（二〇〇件）、②住宅侵犯（二八七件）、③酷使虐待（二四五件）、④労働権侵犯（六四件）、⑤名誉信用侵犯（五五件）。

「ボランティア活動」の人権擁護委員

このような難しい問題を処理するために制定されたのが、「人権擁護委員制度」です。この制度は、諸外国にもない、わが国独自の制度で、近年外国から高く評価されています。52年1月現在、全国で二万〇四六一人（うち女性は一七二二人）の委員がおり、あらゆる階層から選ばれています。

委員は、秘密を守り、あくまで公正な立場で事件を処理します。しかも無報酬で公務員でもありません。全くのボランティア活動といえましょう。職務としては、①

自由人権思想に関する啓発、宣伝活動、②民間における人権擁護運動の助長、③人権侵犯事件の調査、関係機関への報告、④貧困者に対する法律扶助の斡旋、⑤人権相談とされています。

世田谷区は十三人の委員が活動中

世田谷区では、今回再選された候補者三人を含めて、十三人（うち女性三人）別掲の委員が活動しています。

委員は、自宅で相談を受けるほか、後述のように毎月定期的に出張相談を行なっています。昭和51年度の相談所における件数は七二件、自宅で受けた件数は一二五件（一月～十二月）で、年間約二百件にも上っています。

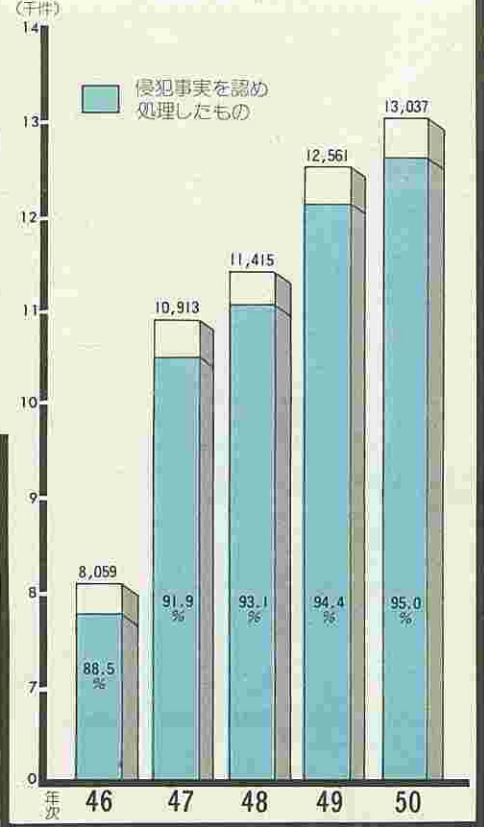
ちょうど今年度は、世田谷区が「人権擁護のモデル地区」に指定されました。私たちの「基本的人権」を守るには、私たち自身が「人権」をよく理解し、お互いに注意しあうことが大切です。それだけに、私たちが気軽に相談できるこの制度が重要なわけですね。

人権擁護委員の仕事は、年ねん多くなっています。私たちが明るい毎日が送れるよう委員の活躍を期待しています。

資料：「官報・資料版」（51年12月22日発行）
「人権白書」（昭和47年版）
「東京都統計書・50年版」（東京法務局人権擁護部）



人権侵害取扱件数(全国)



せたがやの民話と伝説

文・桜井正信
絵・阿伊染徳美

上馬の「うなり石」がとおせんぼ



竹やぶと雑木がしげる上馬の分かれ道に、いつのころからか、どっかり大石がころがっていました。

誰いうとなく、この石を「うなり石」と呼んで、ここを通るときは、人によつていろいろでした。はや足で駆けぬける者、ゆつくり歩いて石に両手を合わせる者などさまざまでした。

上馬村の清助は、百姓仕事に精を出す村の評ばん者でしたが、小心のところがありません。清助には、年がらぬ母が病気がちで手がかることから、女房と相談のすえ、村人に気づかれないように母親を捨てていくことにしたのです。

夜明け前に母親を背負うなり、石への道をはや足で通ろうと分かされにくると、どおしたことが清助の脚がもつて先に進めませんでした。そのとき、清助はあせるばかりです。そのとき、

き、足もとの方からうなるような声がするのです。

「清助：母を捨てるとはもつてのほか、恩知らずめが。いまのうちに家にひきかえすがよい」

清助はあたりを見わたしたのですが、人影がないのです。足もとに大きな石がごろりと横になって、道をふさいでとおせんぼをしていました。

清助は、言われるままに家路へいそぐと、石からの声がまた追ってきたのです。

「親子なかく暮らすことが、貧しくとも、仲なんぞ。村で働き者とおだてられるより、親をそまつにしない人と言われることだ。たのみますぞ」

村の辻を守る「うなり石」は、こうして声を出して人をさとしました。石は、そのあとも人の道をはすず者を、ずいぶん改心させました。また、村に出入りする悪者を追いはらうことをしましたので、上馬村はたいへん平和であったといえます。

編集後記

○家庭用では、ほとんどがカラーテレビになりましたが、学校の教育用テレビはまだ四割がモノクロです。苦しい区の場合です、一日も早くオールカラーにしたいものです。

○今回から代表質問は六会派になりました。これまでは一党派六〇分の質疑応答でしたが、これを各派五〇分に短縮しました。

○そのため本紙も、これまでよりスペースを広げ、二ページ全面に掲載してみました。なお、記事の多い定例会では、今までどおりに縮小する場合もあります。

○三ページに、久しぶりに「ひろば」（投書欄）を掲載しました。老人大学入学式は6月20日に行われ、昔を思い出していた、百人の生徒さんの緊張した顔が印象的でした。おちよつと時期はずれかもしれませんが、四ページは「基本的人権」について、その一端を特集してみました。モデル指定地区にふさわしい話題になれば幸いです。

○厳しい夏が終わると、9月定例会が始まります。補正予算など重要案件が予定されています。ぜひ一度傍聴にお出でください。また、請願や陳情についてのお問合せは、区議会事務局、(412)一一一、内線590、598までどうぞ。

各区のテレホン・サービスを
ご利用ください

422 — 6131
区で行なっている各種相談のご案内。

422 — 0131
区の催し物などの区政ニュース。

424 — 9800
区の史跡・寺院など、みなさんの散歩道のご紹介。